

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和4年第5回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第179号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

資料1 議案第179号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2 新旧対照表

令和4年11月24日

消 防 局

議案第 179 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業に係る登録の申請等に係る手数料を新設するため改正するもの

1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正（令和 4 年法律第 44 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、液化石油ガス販売事業に係る登録の申請等に係る手数料を新設するもの

(1) 液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査

1 件につき 31,000 円

(2) 保安機関の認定の申請に対する審査

1 件につき 40,900 円～82,300 円

(3) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査

1 件につき 21,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

(4) 充填設備による充填の許可の申請に対する審査

1 件につき 28,000 円に充填設備の数を乗じて得た金額

(5) 充填設備の保安検査

1 件につき 27,000 円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た金額

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行

議案第179号参考資料

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例関係

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次一括法）による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正 令和4年5月20日公布 令和5年4月1日から施行

2 条例改正に係る上記1の内容

都道府県が行っている液化石油ガス販売事業に係る登録等の事務について、高圧ガス保安法に基づき政令指定都市が行っている高圧ガスの製造許可等の事務と一体的に所管させることで、行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等が可能となるとともに、それらの事務に係る窓口を一本化することで、事業者の利便性向上が図られることから、政令指定都市に移譲することとされた。

※ 液化石油ガス販売事業とは、プロパン等を主成分とするガスを液化したものを一般消費者等に販売する事業をいう。

3 本市に事務が移譲される液化石油ガス販売事業者等の数（令和4年8月1日現在）

(1) 液化石油ガス販売事業者 70社

(2) 保安機関 68社

※ 保安機関とは、液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等に関し、液化石油ガスの供給設備を点検する等の保安業務を行う者として、経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた者をいう。

(3) 貯蔵施設 施設なし

(4) 特定供給設備 1設備

(5) 充填設備 9設備

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 (用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）</u>、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、別表に定める区分に応じ、当該別表に定める額を徴収する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 1161 1066 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧ガスの製造のための施設</td> <td>1件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～24 (略)	(略)	25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査		高圧ガスの製造のための施設	1件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当	<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 (用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、別表に定める区分に応じ、当該別表に定める額を徴収する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 1161 2069 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧ガスの製造のための施設</td> <td>1件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～24 (略)	(略)	25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査		高圧ガスの製造のための施設	1件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当
区分	金額																
1～24 (略)	(略)																
25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査																	
高圧ガスの製造のための施設	1件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当																
区分	金額																
1～24 (略)	(略)																
25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査																	
高圧ガスの製造のための施設	1件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当																

改正後		改正前	
	該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）		該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 <u>（昭和42年法律第149号）</u> 第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）
第1種貯蔵所	1件につき 18,750円	第1種貯蔵所	1件につき 18,750円
26～32 (略)	(略)	26～32 (略)	(略)
<u>33 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査</u>	<u>1件につき 31,000円</u>		
<u>34 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付</u>	<u>1通につき 630円</u>		
<u>35 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務</u>	<u>1回につき 460円</u>		
<u>36 液化石油ガスの保安の確保及び取引</u>	<u>1件につき 34,000円と</u>		

改正後		改正前	
の適正化に関する法律第29条第1項の 規定に基づく保安機関の認定の申請に 対する審査	6,900円に新たに行う保安 業務区分の数を乗じて得た 額との合計額		
37 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第32条第1項の 規定に基づく保安機関の認定の更新の 申請に対する審査	1件につき 14,000円と 6,900円に保安業務区分の 数を乗じて得た額との合計 額		
38 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第33条第1項の 規定に基づく保安機関の保安業務に係 る一般消費者等の数の増加の認可の申 請に対する審査	1件につき 20,000円と 6,900円に保安業務区分の 数を乗じて得た額との合計 額		
39 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第35 条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法 の認定の申請に対する審査			
当該申請を行う者が販売契約を締結 している一般消費者等の数が1,000戸 未満の場合	1件につき 55,000円		
当該申請を行う者が販売契約を締結 している一般消費者等の数が1,000戸 以上10,000戸未満の場合	1件につき 80,000円		
当該申請を行う者が販売契約を締結 している一般消費者等の数が10,000 戸以上の場合	1件につき 98,000円		
40 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第36条第1項の 規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設 備の設置の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円に貯 蔵施設又は特定供給設備の 数を乗じて得た金額		

改正後		改正前		
41	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>		
42	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>		
43	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>1件につき 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800</p>		

改正後		改正前		
	円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額			
44	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充填の許可に対する審査	1件につき 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額		
45	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額		
46	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	1件につき 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額		
47	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	1件につき 27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額		

改正後		改正前	
48 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査	1件につき 27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額		
49～52 (略)	(略)	33～36 (略)	(略)